

運転免許の受験資格

受験免許の種類		受験資格	
		年齢	免許経歴等
一種免許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通二輪 ・ 原付 ・ 小型特殊 	16歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定自動車教習所を卒業せずに普通、準中型、中型、大型免許の技能試験（本免許）を受ける場合は、受験日の3か月以内に仮免許で5日以上かつ概ね10時間の路上練習が必要です。 ・ けん引免許は、普通、準中型、中型、大型、大特、普通二種、中型二種、大型二種、大特二種のいずれかの免許を受けていることが必要です。 ・ 中型免許は、普通、準中型、大型特殊のいずれかの免許を受けてから2年（免許停止期間を除く。）以上の運転経歴が必要です。※1 ・ 大型免許は、普通、準中型、中型、大型特殊のいずれかの免許を受けてから3年（免許停止期間を除く。）以上の運転経歴が必要です。※1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通(仮免を含む) ・ 準中型(仮免を含む) ・ 大型特殊 ・ けん引 ・ 大型二輪 	18歳以上	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中型(仮免を含む) 	20歳以上	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型(仮免を含む) 	21歳以上	
二種免許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通 ・ 中型 ・ 大型 ・ 大型特殊 ・ けん引 	21歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通、準中型、中型、大型、大特のいずれかの免許を受けてから3年（免許停止期間を除く。）以上の運転経歴が必要です。※1 ・ 他の二種免許取得者は、運転経歴が不要です。 ・ けん引二種は、けん引一種か他の二種免許が必要です。

※1 令和4年5月13日以降、大型免許、中型免許、二種免許の受験資格が「受験資格特例教習」を受けて修了することにより、

- ・ 年齢19歳以上
- ・ 普通免許等その保有経歴が1年以上

でも取得可能となりました。

【問い合わせ先】

和歌山県警察本部交通部運転免許課 試験係
電話番号 073-473-0110 (内線: 366・367)

免許の種類と運転できる車両

免 種		車 両								
		大 型	中 型	準中型	普 通	大型特殊	大型二輪	普通二輪	小型特殊	原 付
第一種	大型	○	○	○	○				○	○
	中型		○	○	○				○	○
	準中型			○	○				○	○
	普通				○				○	○
	大型特殊					○			○	○
	大型二輪						○	○	○	○
	普通二輪							○	○	○
	小型特殊								○	
	原付									○
	けん引	車両総重量 750kg を越えるものをけん引して運転できます。 ただし、けん引する車両の免許が必要です。								
第二種	大型	○	○	○	○				○	○
	中型		○	○	○				○	○
	普通				○				○	○
	大型特殊					○			○	○
	けん引	車両総重量 750kg を越えるものをけん引して運転できます。 ただし、けん引する車両の免許が必要です。								